

第2回呉市・下蒲刈町合併協議会次第

平成14年4月25日(木)10時
すこやかセンターくれ1階 多目的ホール

- 1 挨拶 会長 小笠原 臣 也
副会長 竹 内 弘 之
- 2 開 会
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項 協議第3号 合併の方式について
協議第4号 合併の時期について
協議第5号 財産及び公の施設の取扱いについて
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第7号 農業委員会の取扱いについて
協議第8号 地方税の取扱いについて
協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第10号 特別職の身分の取扱いについて
協議第11号 行政組織機構の取扱いについて
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて
協議第13号 使用料・手数料等の取扱いについて
協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
協議第15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて
協議第16号 町字名の取扱いについて
協議第17号 慣行の取扱いについて
協議第18号 新市建設計画について
- 5 その他
- 6 挨拶 岩 原 棕 委員
- 7 閉 会

第2回呉市・下蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

会 長	呉 市 長	小 笠 原 臣 也
委 員	呉 市 助 役	川 崎 初 太 郎
委 員	呉 市 助 役	赤 松 俊 彦
委 員	呉 市 議 会 議 長	岩 原 椋
委 員	呉 市 議 会 副 議 長	荒 川 五 郎
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	中 田 清 和
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石 崎 元 成
委 員	呉商工会議所 専務理事	岩 城 公 順
委 員	呉市自治会連合会副会長	吉 井 光 廣
委 員	呉市女性連合会副会長	三 戸 光 子

(下蒲刈町)

副会長	下 蒲 刈 町 長	竹 内 弘 之
委 員	下 蒲 刈 町 助 役	杉 原 裕
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 議 長	花 浦 照 広
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 副 議 長	船 田 孝 敏
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会委員長	船 田 信 義
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会副委員長	蔦 村 正 勝
委 員	下蒲刈町商工会会長	竹 内 美 智 三
委 員	下 島 区 長	宇 都 宮 杉 三
委 員	下蒲刈町女性団体連合会会長	伊 豆 本 悦 子

(顧 問)

顧 問	広島県呉地域事務所長	加 賀 美 和 正
-----	------------	-----------

(事務局)

事務局長	呉市広域行政推進室長	新 谷	昌 弘
事務局参事	呉市広域行政推進室次長	中 本	克 州
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹	佐 々 木	寛
事務局次長	下蒲刈町参事(兼)総務課長	柴 村	隆 博
事務局次長	下蒲刈町参事	香 川	逸 志

第2回 呉市・下蒲刈町合併協議会

協 議 事 項

基本的な項目に関する協議

協議第 3号	合併の方式	・・・ 1	協議第 13号	使用料・手数料等の取扱い	・・・ 5
協議第 4号	合併の時期	・・・ 2	協議第 14号	公共的団体等の取扱い	・・・ 5
協議第 5号	財産及び公の施設の取扱い	・・・ 2	協議第 15号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	・・・ 6
協議第 6号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	・・・ 2	協議第 16号	町字名の取扱い	・・・ 6
協議第 7号	農業委員会の取扱い	・・・ 3	協議第 17号	慣行の取扱い	・・・ 6
協議第 8号	地方税の取扱い	・・・ 3	協議第 18号	新市建設計画	・・・ 9
協議第 9号	一般職の職員の身分の取扱い	・・・ 3			
協議第 10号	特別職の身分の取扱い	・・・ 4			
協議第 11号	行政組織機構の取扱い	・・・ 4			
協議第 12号	一部事務組合等の取扱い	・・・ 4			

基本的な項目に関する協議事項

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）																																	
1	協議第3号 合併の方式	合併の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・編入合併又は新設合併。 ・合併の形態により，市の名称・首長・議会議員・農業委員会委員・条例規則等の取扱いが違ってくる。 ・合併は，地方自治法第7条の市町村の配置分合及び境界変更に係る所定の手続きが必要である。 <p>・人口，世帯及び面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>呉 市</th> <th>下蒲刈町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 国調人口</td> <td>2 0 3,8 7 3 人</td> <td>2,2 2 3 人</td> </tr> <tr> <td>H14 . 3 月末人口</td> <td>2 0 2,6 2 8 人</td> <td>2,2 5 9 人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td>8 7,2 7 6 世帯</td> <td>8 7 7 世帯</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>1 4 6.3 5 k</td> <td>8.6 7 k</td> </tr> </tbody> </table> <p>・歴 史</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>呉 市</td> <td>明治35(1902)年</td> <td>和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和 3(1928)年</td> <td>吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和16(1941)年</td> <td>広村・仁方町を編入。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和31(1956)年</td> <td>天応町・昭和村・郷原村を編入。 (人口 約21万人)</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>昭和37(1962)年</td> <td>下蒲刈島村を下蒲刈町と改称し，町制施行。(人口 約5千人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成12(2000)年</td> <td>「安芸灘大橋」完成。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙資料1（市町村の合併の特例に関する法律《合併特例法》の概要） 資料編 P 1</p> <p>別紙資料2（合併の形態による相違点）資料編 P 4</p>	項 目	呉 市	下蒲刈町	H12 国調人口	2 0 3,8 7 3 人	2,2 2 3 人	H14 . 3 月末人口	2 0 2,6 2 8 人	2,2 5 9 人	世 帯 数	8 7,2 7 6 世帯	8 7 7 世帯	面 積	1 4 6.3 5 k	8.6 7 k	呉 市	明治35(1902)年	和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行。		昭和 3(1928)年	吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入。		昭和16(1941)年	広村・仁方町を編入。		昭和31(1956)年	天応町・昭和村・郷原村を編入。 (人口 約21万人)	下蒲刈町	昭和37(1962)年	下蒲刈島村を下蒲刈町と改称し，町制施行。(人口 約5千人)		平成12(2000)年	「安芸灘大橋」完成。	調整方針（合併協定案） 安芸郡下蒲刈町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
項 目	呉 市	下蒲刈町																																			
H12 国調人口	2 0 3,8 7 3 人	2,2 2 3 人																																			
H14 . 3 月末人口	2 0 2,6 2 8 人	2,2 5 9 人																																			
世 帯 数	8 7,2 7 6 世帯	8 7 7 世帯																																			
面 積	1 4 6.3 5 k	8.6 7 k																																			
呉 市	明治35(1902)年	和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し，市制施行。																																			
	昭和 3(1928)年	吉浦町・阿賀町・警固屋町を編入。																																			
	昭和16(1941)年	広村・仁方町を編入。																																			
	昭和31(1956)年	天応町・昭和村・郷原村を編入。 (人口 約21万人)																																			
下蒲刈町	昭和37(1962)年	下蒲刈島村を下蒲刈町と改称し，町制施行。(人口 約5千人)																																			
	平成12(2000)年	「安芸灘大橋」完成。																																			

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）												
2	協議第4号 合併の時期	合併の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会の進行に合わせ適当な時期を決定していく。 ・合併の効力は，総務大臣の告示により発生する。 ・最近の合併市町村 <table border="1" data-bbox="678 451 1599 603"> <tr> <td>・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）</td> <td>H13. 1. 1</td> </tr> <tr> <td>・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）</td> <td>H13. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>・岩手県大船渡市(大船渡市・三陸町)</td> <td>H13.11.15</td> </tr> <tr> <td>・香川県さぬき市(津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)</td> <td>H13. 4. 1</td> </tr> </table> 別紙資料3（市町村合併の手続の概要）資料編P5 	・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）	H13. 1. 1	・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）	H13. 4. 1	・岩手県大船渡市(大船渡市・三陸町)	H13.11.15	・香川県さぬき市(津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)	H13. 4. 1	平成15年春頃を目標に，両市町で協議してその期日を決定することになるが，両市町議会での合併議決後から合併までの移行準備期間等を総合的に判断すると，平成15年4月1日が適時期と考える。				
・新潟県新潟市（新潟市・黒埼町）	H13. 1. 1															
・茨城県潮来市（潮来町・牛堀町）	H13. 4. 1															
・岩手県大船渡市(大船渡市・三陸町)	H13.11.15															
・香川県さぬき市(津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)	H13. 4. 1															
3	協議第5号 財産及び公の施設の取扱い	町庁舎，学校，町有地，公用車，債権，基金など	<ul style="list-style-type: none"> ・町が持っている財産や公の施設を新市に引き継いでいく。 別紙資料4（下蒲刈町の財産及び公の施設状況）資料編P6	すべて呉市に引き継ぐものとする。												
4	協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例法第6条・第7条に取扱規定あり。 ・定数特例（選挙区を設けての増員選挙）や在任特例など。 ・平成14年3月現在の議員数及び任期（4年間）； <table border="1" data-bbox="678 1059 1516 1134"> <tr> <td>呉市</td> <td>34人（法定数44人），</td> <td>～平成15年4月30日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>10人（法定数12人），</td> <td>～平成15年4月29日</td> </tr> </table> ・合併問題に関する特別委員会の設置状況； <table border="1" data-bbox="678 1209 1516 1284"> <tr> <td>呉市</td> <td>広域行政対策特別委員会（12人）</td> <td>H13.12 設置</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>市町村合併問題調査特別委員会（5人）</td> <td>H13. 6 設置</td> </tr> </table> 	呉市	34人（法定数44人），	～平成15年4月30日	下蒲刈町	10人（法定数12人），	～平成15年4月29日	呉市	広域行政対策特別委員会（12人）	H13.12 設置	下蒲刈町	市町村合併問題調査特別委員会（5人）	H13. 6 設置	合併特例法の定数特例を採用し，合併後，新たに下蒲刈選挙区を設け増員選挙を実施するものとする。
呉市	34人（法定数44人），	～平成15年4月30日														
下蒲刈町	10人（法定数12人），	～平成15年4月29日														
呉市	広域行政対策特別委員会（12人）	H13.12 設置														
下蒲刈町	市町村合併問題調査特別委員会（5人）	H13. 6 設置														

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）												
5	協議第7号 農業委員会の 取扱い	委員の定数及び 任期	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。 選挙による委員の在任特例など。 平成14年3月現在の委員数及び任期（3年間）； <table border="1"> <tr> <td>呉 市</td> <td>22人（うち選挙16人），</td> <td>～平成14年7月31日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>14人（うち選挙10人），</td> <td>～平成14年7月19日</td> </tr> </table>	呉 市	22人（うち選挙16人），	～平成14年7月31日	下蒲刈町	14人（うち選挙10人），	～平成14年7月19日	<p>下蒲刈町の農業委員会は，呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法の規定により，下蒲刈町農業委員会の選挙による委員は，両市町の長が別に協議して定めた数の者に限り，呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p>						
呉 市	22人（うち選挙16人），	～平成14年7月31日														
下蒲刈町	14人（うち選挙10人），	～平成14年7月19日														
6	協議第8号 地方税の取扱 い	個人町民税，法 人町民税，固定 資産税，特別土 地保有税，軽自 動車税，たばこ 税，都市計画税 など	<ul style="list-style-type: none"> 税目や税率の違いを調整していく。 合併特例法第10条に取扱規定あり。 急激な変化への対応措置として，5年間の不均一課税が認められている。 現在の課税状況 <table border="1"> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>呉市（2，500円）</td> <td>下蒲刈町（2，000円）</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>呉市（14.7%）</td> <td>下蒲刈町（12.3%）</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>呉市（1.5%）</td> <td>下蒲刈町（1.4%）</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>呉市（0.2%）</td> <td>下蒲刈町（課税なし）</td> </tr> </table> <p>別添資料5（「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」）資料編P7～10のうち4枚目（P10）参照</p>	住民税均等割	呉市（2，500円）	下蒲刈町（2，000円）	法人税割	呉市（14.7%）	下蒲刈町（12.3%）	固定資産税	呉市（1.5%）	下蒲刈町（1.4%）	都市計画税	呉市（0.2%）	下蒲刈町（課税なし）	<p>地方税は，呉市の制度に統一する。</p> <p>ただし，両市町で税率の異なるものについては，合併特例法第10条の規定を適用し，合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税を実施する。</p>
住民税均等割	呉市（2，500円）	下蒲刈町（2，000円）														
法人税割	呉市（14.7%）	下蒲刈町（12.3%）														
固定資産税	呉市（1.5%）	下蒲刈町（1.4%）														
都市計画税	呉市（0.2%）	下蒲刈町（課税なし）														
7	協議第9号 一般職の職員 の身分の取扱 い	町職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第9条に取扱規定あり。 編入される町の一般職の職員は失職するが，引き続き新市の職員として身分が保障される。 平成14年4月1日現在，両市町の職員数； <table border="1"> <tr> <td>（呉 市）2，508人</td> <td>（下蒲刈町）115人 〔うち病院事業 41人〕</td> </tr> </table>	（呉 市）2，508人	（下蒲刈町）115人 〔うち病院事業 41人〕	<p>下蒲刈町の定数内の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>ただし，職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし，その細目は，両市町の長が別に協議して定める。</p>										
（呉 市）2，508人	（下蒲刈町）115人 〔うち病院事業 41人〕															

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）				
8	協議第 10 号 特別職の身分 の取扱い	特別職（町長， 助役，収入役， 教育長）行政委 員会，審議会委 員など	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法に特に取扱規定はない。 町の特別職は失職するが，その取扱いは，両市町の長で協議する必要がある。 両市町長の任期； <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>呉 市 長</td> <td>～平成 17 年 11 月 18 日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町長</td> <td>～平成 16 年 2 月 4 日</td> </tr> </table> 	呉 市 長	～平成 17 年 11 月 18 日	下蒲刈町長	～平成 16 年 2 月 4 日	下蒲刈町の特別職の身分の取扱い については，両市町の長が別に協議 して定める。
呉 市 長	～平成 17 年 11 月 18 日							
下蒲刈町長	～平成 16 年 2 月 4 日							
9	協議第 11 号 行政組織機構 の取扱い	行政組織，機構	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の町役場の位置づけや組織体制のあり方等を決めていく必要がある。 <p style="text-align: center;">別紙資料 6・7（両市町の行政機構図）資料編 P 11～13</p>	下蒲刈町役場は，支所とする。 ただし，支所の組織については， 住民生活に急激な変化を来すこと のないよう配慮し，段階的に再編，見 直しを図る。 下蒲刈町に置かれている附属機関 は，廃止するが，合併後の附属機関 のあり方については，必要により下 蒲刈町と協議するものとする。				
10	協議第 12 号 一部事務組合 等の取扱い	安芸南部衛生組 合，安芸郡滞納 整理組合，呉広 域行政事務組 合，広島県町村 退職手当組合， 町村議員共済組 合，その他協議 会など	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴い町の法人格が消滅するため，広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議の上，その取扱いを決めていく必要がある。 下蒲刈町独自の一部事務組合として，「安芸南部衛生組合」がある。（蒲刈町の 2 町で構成。し尿・ごみ処理を共同で実施。下蒲刈町内にし尿処理施設，蒲刈町内にごみ処理・保管施設を持つ。） 	下蒲刈町が加入している一部事務 組合及び法定協議会については，合 併の日の前日をもって脱退する。 ただし，安芸南部衛生組合につい ては，呉市が下蒲刈町の地位を継承 する方向で検討する。				

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
11	協議第 13 号 使用料・手数料等の取扱い	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道（集落排水）使用料など	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の間で同一目的の施設や同一種類の事務について，使用料や手数料が違う場合，あらかじめその取扱いについて調整を図っておく必要がある。 ・戸籍，住民票等の交付手数料にはほとんど違いはないが，文化，スポーツ等の各種施設使用料には独自性があり，違いが見られる。 ・水道料金や下水道（集落排水）使用料には，基本的な違いがある。 	<p>手数料は，呉市の制度に統一する。 使用料は，呉市の制度に統一する。 ただし，コミュニティー・保健福祉及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。</p> <p>水道料金や下水道（集落排水事業）使用料については，今後，公平性の観点から呉市の基準をもとに段階的に調整を図っていくものとする。</p>
12	協議第 14 号 公共的団体等の取扱い	社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，女性会，老人クラブ連合会，文化協会，体育協会など	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例法第 16 条に，公共的団体等（農協，漁協，商工会，女性会等）は，市町の合併に際しては，一体性の速やかな確立に資するため，その統合整備に努めなければならないとある。 	<p>公共的団体等については，合併後一元化することが望ましいものもあることから，それぞれの実情を尊重しながら，下記のとおり調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両市町に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努める。 2 独自の目的を持った団体は，自主的な判断に委ねる。 3 統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努める。

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
13	協議第 15 号 各種団体への 補助金・交付 金等の取扱い	老人クラブ連合 会，女性会，子 ども会等補助金 など	・各種団体に交付している補助金や交付金は，合併に際して制度の調整が必要になる。過去の経緯や実情を考慮しその必要性や効果性，さらに財政状況等に配慮しつつ取扱いについて検討していく必要がある。	各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，それぞれ過去の経緯や実情を尊重しながら，下記のとおり調整に努める。 1 両市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整する。 2 両市町独自の補助金等については，従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つように調整する。
14	協議第 16 号 町字名の取扱 い	町字名の調整	・町名及び字名は，地域の歴史や文化がしみ込んだ住民に大変愛着が深いものであり，町の意向を尊重して決めていくことになる。	下蒲刈町の町字名については，下蒲刈町の意向を尊重する。
15	協議第 17 号 慣行の取扱い	町の花木，出初 式，成人式，各 種行事など	・各種慣行については，地域の伝統文化との結びつきが強くしっかり受け継いでいくべきものであり，新市の一体性の確保という観点から，統一できるものはできるだけ早く統一していくことが必要である。また，町独自の事業等については，町の意向を尊重し，継続実施も検討していく必要がある。 ・下蒲刈町では，町民憲章，町歌，町木（松）・町花（春蘭）に関して，特に定めはない。 ・成人式は，毎年 8 月 1 5 日。 町民体育大会は，毎年体育の日。 文化祭は，毎年 1 1 月 3 ～ 4 日。	成人式及び消防出初式は，呉市の制度に統一する。

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
16	各種事務事業の取り扱い		市町の合併に際し、住民生活に支障等を来さないように行政の事務・事業（福祉、保健、医療、衛生、経済振興、まちづくり、学校教育、生涯教育、上・下水道、消防・救急、バス運行など）を事前に調整する必要がある。	第3回協議会にて協議予定
	1 福祉制度	児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など	1 施策・制度の運用形態の調整；呉市は市の福祉事務所，町は福祉課（健康管理センター）と県の呉福祉事務所 2 保育料の格差調整 3 高齢者福祉対策として，在宅介護支援センターで行うデイサービス事業等の取扱い 4 老人クラブ等各種福祉団体の調整統合，団体助成の調整 5 社会福祉協議会の調整統合	
	2 国民健康保険事業	賦課方式，料（税）率，給付内容など	1 保険料と保険税の賦課・徴収方法の調整，額の調整など	
	3 介護保険事業	保険料，給付・提供サービス内容など	1 保険料の調整 2 介護サービスの差をどうするか。（町直営方法の継続か，民間業者の導入，又は社協等への委託） 3 介護保険事業として，町直営の在宅介護支援センターでの訪問介護事業の取扱いなど	
	4 保健・医療制度	各種保健事業，予防・救急医療，公立下蒲刈病院，健康管理センターなど	1 施策・制度の運用形態の調整；呉市は市の保健所，町は福祉課（健康管理センター）と広島県の呉地域保健所 2 地域医療施設としての公立下蒲刈病院・診療所等の取扱い 3 呉市保健行政における健康管理センターの位置づけと役割 4 呉市医師会，呉市歯科医師会，獣医師会呉支部と安芸郡医師会，安芸郡歯科医師会，獣医師安芸支部との調整など	
	5 環境事業	し尿・ごみ収集処理方法や体制，助成制度，安芸南部衛生組合，火葬場など	1 安芸南部衛生組合の取扱い 2 し尿・ごみ収集処理手数料の格差調整 3 合併処理浄化槽設置・し尿汲取・高地部対策補助の適用検討 4 斎場使用料の格差調整など	

協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
6 商工業・観光の振興	振興事業，助成・融資事業，広域観光など	1 商工会の取扱いと運営費補助の調整 2 町観光協会の取扱いなど	第4回以降の協議会で協議予定
7 農林水産業の振興	基盤整備，振興事業など	1 物産館「海駅」，観松園，農水産物処理加工施設，農業技術拠点センター，炭焼体験施設「ふれあいの里」，農村環境改善センターの取扱い 2 柑橘振興協議会等の農業団体補助の調整 3 漁業協同組合の調整など	
8 まちづくり建設事業	道路，公園，住宅，都市計画，港湾など	1 町の住居表示実施に向けて準備 2 港湾施設の管理 3 大地蔵漁港における環境整備事業の調整 4 町営住宅の管理運営など	
9 教育・文化・スポーツの振興	幼児教育，学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など	1 小学校6年生～高校3年生のホームステイ助成の取扱い 2 スクールバスの独自運行の取扱い 3 学校給食未実施の対応検討 4 文化協会，子ども会等の各種団体の調整統合，団体助成の調整 5 松寿苑，大津公民館の管理運営や利用形態の検討 6 歴史文化施設群（松濤園，蘭島閣美術館，昆虫の家，白雪楼，春蘭荘等）の管理運営方法の検討 7 町民体育館・グラウンド・プール等の管理運営など	
10 コミュニティの振興	自治組織，広報・広聴活動，相談事業など	1 自治組織（区長，地区長）の調整統合 2 女性会等各種団体の調整統合，団体助成の調整 3 コミュニティー集会所の管理運営及び新設検討 4 広報誌，ホームページの統一など	
11 水道事業	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など	1 事業運営方法，料金格差の調整検討 2 既存施設の維持管理の検討など	
12 下水道事業	使用料，助成制度，基盤整備・維持補修など	1 事業運営方法，使用料格差，受益者負担金の調整検討 2 処理施設の維持管理など	

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
	13 消防・防災体制整備	消防・救急体制，消防団の取扱い，防災対策，交通安全対策など	1 常備消防・救急体制の整備に向けた検討 2 消防団組織，報酬等の調整統合 3 防災計画の改訂作業など	第4回以降の協議会で協議予定
	14 バス運行事業	路線バス確保，敬老優待助成制度など	1 町営バスの運行形態の検討 2 敬老・身障優待乗車の適用検討など	
	15 安芸灘大橋有料道路通行料金軽減対策事業	通行回数券購入に対する助成（通勤，通学など）	1 制度の継続検討	
	16 電算システムの取扱い	電算処理システムの統一，情報化推進など	1 住民基本台帳，戸籍事務等各システム統一に向けた準備など	
17	協議第18号 新市建設計画	合併後のまちづくりビジョン，事業計画作成	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第5条に規定されている。 市町の合併に際し，住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し，合併に関する判断材料を提供するという役割と，いわゆる合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものである。 <p>また，市町建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることになっている。</p> <p>別紙資料8（呉市・下蒲刈町合併建設計画（素案））資料編P14</p>	

第2回 吳市・下蒲刈町合併協議会

資 料 編

平成14年4月25日

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和 40 年法律第 6 号）の概要

（平成 17 年 3 月 31 日までに行われた市町村の合併について適用）

1 趣旨（第 1 条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第 3 条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度（第 4 条、第 4 条の 2）

有権者の 50 分の 1 以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合において、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の 6 分の 1 以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画（第 5 条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から 6 ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例（第 5 条の 2、第 5 条の 3）

平成 16 年 3 月 31 日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口 3 万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4 万以上とする（連たん要件等の人口以外の要件は必要）。

なお、市の全域を含む区域をもって平成 17 年 3 月 31 日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会（第 5 条の 4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第 6 条、第 7 条）

(1) 新設合併の場合

- 1 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）
合併市町村の議員定数の 2 倍まで定数増（最初の任期）
- 2 在任特例を活用する場合
合併前の議員が 2 年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

- 1 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）
増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$
増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間
- 2 在任特例を活用する場合
編入先の議員の任期まで在任が可能
さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例**（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例**（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い**（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例**（第9条の2）

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

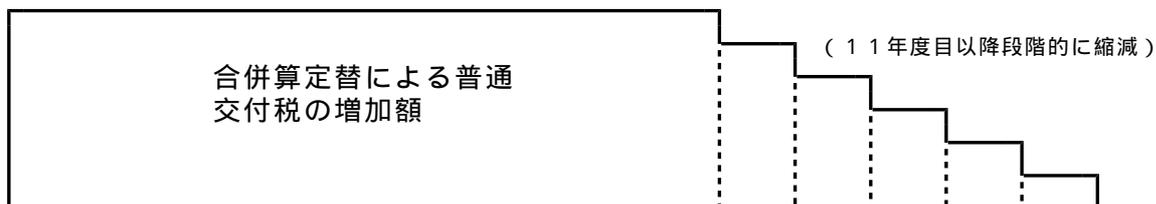
12 **地方税の不均一課税**（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとする。ただし、合併市の人口が30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 **地方交付税の額の算定の特例**（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



合併 ← → 10 ← → 15年

14 **地方債の特例等**（第11の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

15 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例**（第13条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

16 **流域下水道に関する特例**（第14条）

管理主体が原則都道府県である流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

17 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例**（第14条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

18 **国、都道府県等の協力等**（第 16 条）

(1) 国の役割

- 1 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- 1 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- 3 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告**（第 16 条の 2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例**（第 17 条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項）を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則**（第 18 条、第 19 条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

【参考】過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）（平成 12 年法律第 15 号）上の合併特例

（平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第 33 条第 2 項）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち、旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

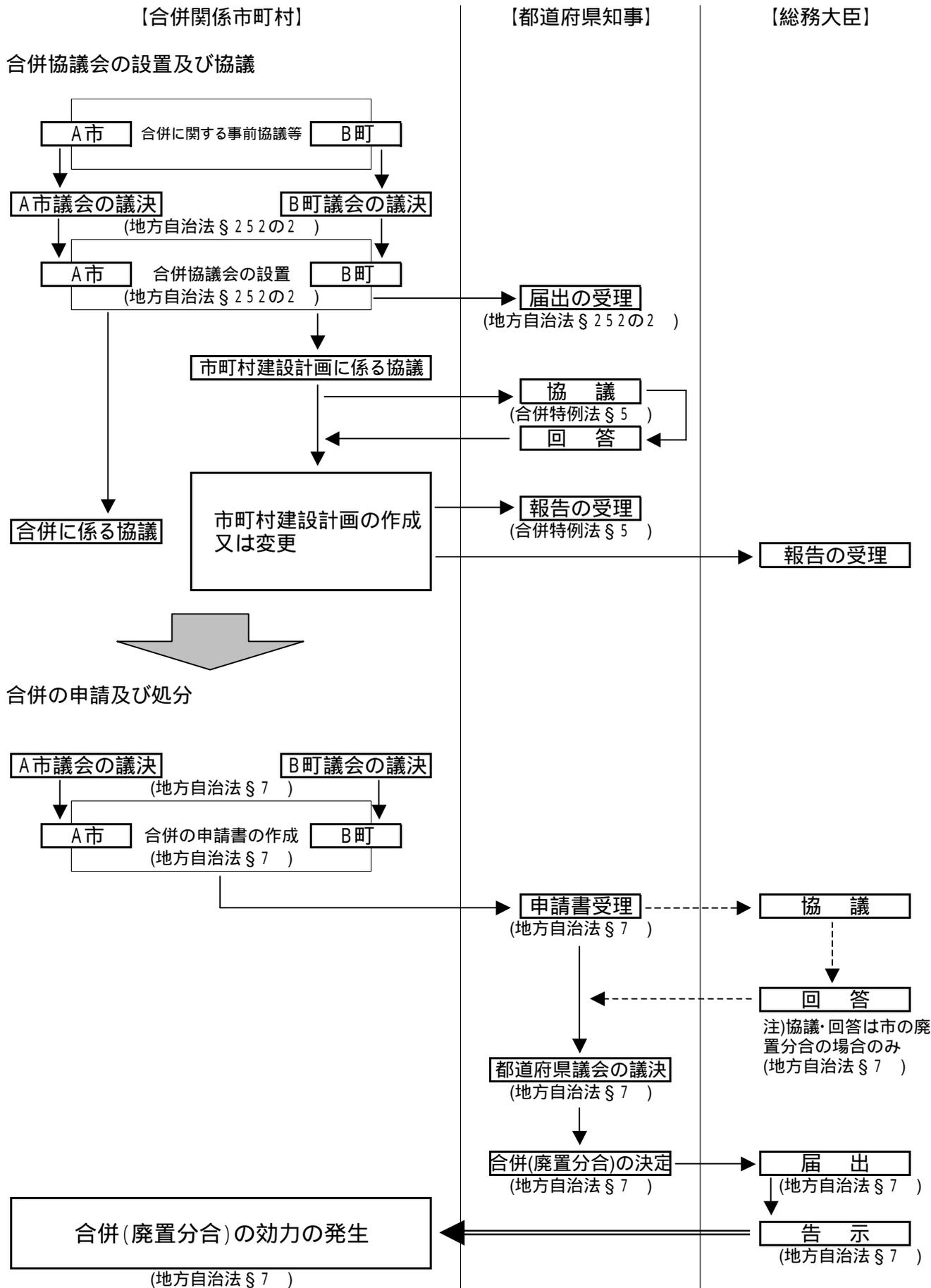
合併形態による相違点

資料 2

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
合併市町村の名称		編入する市町村の名称。	新たに定める。
事務所の位置		編入する市町村の事務所の位置が一般的。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し，編入される市町村の議員は身分を失う。（地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができ，任期は編入する市町村の議員の残任期間）	(1)合併関係市町村の議員は身分を失う。 (2)地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い，新議員を選出。任期は設置選挙の日から4年。
	特 例	（定数特例） 編入する市町村議会の議員の任期相当期間について，人口に応じ，合併市町村の議員定数を増加し，編入される市町村の区域ごとに選挙区を設け定数配分が可能。 （在任特例） 編入される市町村議会の議員で合併市町村議会の被選挙権を有する者について，編入する市町村議会の議員の残任期間相当在任可能。 合併時に特例制度を適用の場合，合併後最初に行われる一般選挙について定数特例の適用が可能。	（定数特例） 設置選挙により選出される議員の任期に限り法定数の2倍まで増員可能。 （在任特例） 合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者は，全員2年以内の間引き続き在任可能。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員は身分を失い，編入する市町村の委員はそのまま在任	合併関係市町村の委員は身分を失い，選挙及び選任により新たに委員を選出
	特 例	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の委員の被選挙権を有する者は，40人までの範囲で編入する市町村の委員の在任期間在任可能。	合併関係市町村の選挙による委員のうち，合併市町村の委員の被選挙権を有する者は，10～80人の範囲で1年以内の間在任可能。
特別職		編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は全員失職する。（新市の首長は選挙により選出。助役等は新たに任命。）
一般職の職員		編入される市町村の職員は，全員編入する市町村に引き継がれる。	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職し，全員合併市町村に引き継がれる。
条例・規則		編入される市町村の条例・規則は失効し，編入する市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し，合併市町村において新たに制定することとなる。
建設計画の作成		少なくとも，編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。

（注）農業委員会の委員については，合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。

市町村合併の手続きの概要



資料 4

下蒲刈町の財産及び公の施設状況(平成13年度末見込み)

1. 土地及び建物

(単位: m²)

区分 種類	公用財産			公共用財産			普通財産	合計
	本庁舎	消防施設	その他行政機関	学 校	公 園	その他の施設		
土地 数量	4,859	1,007	242	11,283	53,000	59,802	4,156	134,349
建物 数量	1,892	304	196	5,854	0	15,832	0	24,078

2. 基金

(単位: 千円)

区 分	数 量	額 面
土地開発基金	土 地	81,588
	現 金	9,589
財政調整基金	現 金	1,700
減債基金	現 金	37,138
その他の基金	現 金	28,766
	美術品	4,295,800
合 計		4,454,581

3. 有価証券及び出資による権利等

・日本離島センター出資証券	1,220千円
・農業共済基金拠出金	18千円
・漁業信用基金協会出資証券	350千円
・広島県信用保証協会出資金	465千円
・広島県農業信用基金協会	800千円
・呉広域ふるさと市町村圏振興基金	17,020千円
・広島県労働金庫預託金	500千円
・広島銀行担保差入	5,000千円
・農協担保差入(病院)	1,000千円
・広島銀行担保差入(安芸南部)	100千円

4. 物品(一般会計)

・普通乗用自動車	1台
・小型貨物自動車	1台
・軽四輪貨物自動車	2台
・ショベルローダ	1台
・消防ポンプ自動車	3台
・ポンプ積載車	6台
・小型動力ポンプ	6台
・乾式複写機	1台
・コピー	2台

5. 借入金

(単位: 千円)

借入先(起債名)	起債残高	交付税措置
一般公共事業債	739,444	30%・80%
一般単独事業債	380,371	55%
公営住宅建設事業債	5,249	なし
義務教育施設整備事業債	136,745	70%
辺地対策事業債	441,623	80%
災害復旧事業債	26,814	95%
過疎対策事業債	2,092,027	70%
財源対策債	16,626	100%
臨時財政特例債	96,699	100%
公共事業等臨時特例債	22,156	100%
減税補てん債	69,306	100%
臨時税収補てん債	17,101	100%
臨時財政対策債	34,900	100%
調整債	34,617	80%
都道府県貸付金	5,097	なし
合 計	4,118,775	

呉市・下蒲刈町行政制度調整調書(抜粋)

資料5

1 概況

		呉市	下蒲刈町
(1)人口・面積等の概況			
面積(km ²)	行政区域面積(H13.10.1)	146.37	8.71
	都市計画区域面積(H13.4.1)	145.6	-
	市街化区域面積(H13.4.1)	34.26	-
人口(人)	国勢調査人口(H12.10.1)	203,159	2,223
	住基人口+外国人登録(H14.3末)	204,602	2,262
	うち外国人登録者数(H14.3末)	1,974	3
	人口増加率(H7国調~H12国調)	3.0	30.8
	人口密度(H12国調人口÷行政区域面積)	1.388	255
世帯(世帯)	国勢調査世帯(H12.10.1)	79,168	799
	住基世帯数+外国人登録世帯数(H14.3末)	88,226	880
	うち外国人登録世帯数(H14.3末)	1,233	3
年齢構成(%)	年少人口指(年少人口÷生産年令人口×100)(H14.3末)	20.6	15.8
	老年人口指数(老年人口÷生産年令人口×100)(H14.3末)	34.7	55.4
	従属人口指数 (年少人口+老年人口)÷生産年令人口×100)(H14.3末)	55.3	71.1
	老年化指数(老年人口÷年少人口×100)(H14.3末)	167.9	351
	高齢化率(H14.3末)	22.3	32.4
産業別 (第1~3次) 就業者数 (人,%)	第1次就業者数(H12.10国調)	918	146
	第2次就業者数(H12.10国調)	29,144	285
	第3次就業者数(H12.10国調)	64,774	522
	分類不能(H12.10国調)	799	7
	第1次就業者構成比(H12.10国調)	1.0	15.2
	第2次就業者構成比(H12.10国調)	30.5	29.7
	第3次就業者構成比(H12.10国調)	67.7	54.4

2 行政組織

		呉 市		下蒲刈町	
(1) 議決機関					
議員の定数・ 任務等	定数	法定数	44人	12人	
		条例定数	34人	10人	
	実数		34人	10人	
	任期		H11.5.1～H15.4.30	H11.4.30～H15.4.29	
	選挙区		全域	同左	
常任委員会等 の種類	常任委員会	委員会名・定数	総務水道委員会/9人 民生交通委員会/9人 教育経済委員会/8人 建設委員会/8人	総務常任委員会/定数5人 土木常任経済委員会/定数5人	
	議会運営委員会	定数	定数/13人	定数/10人	
	特別委員会	委員会名・定数	・必要がある場合に議会の議決で置く ・委員の定数は議会の議決で定める 広域行政対策特別委員会/定数12人 幹線道路対策特別委員会/定数11人	・必要がある場合に議会の議決で置く ・委員の定数は議会の議決で定める 市町村合併問題調査特別委員会/ 定数5人	
(2) 執行機関・行政委員会等					
行政機構図	*機構図参照				
各種行政委員 会の定数およ び任期	教育委員会委員		定数/5人 任期/4年	定数/5人 任期/4年	
	選挙管理委員会委員		定数/4人 任期/4年	定数/4人 任期/4年	
	農業委員会委員		定数/22人 任期/3年	定数/14人 任期/3年	
	監査委員		定数/3人 任期/4年	定数/2人 任期/4年	
	固定資産評価審査委員会委員		定数/6人 任期/3年	定数/3人 任期/3年	
	公平委員会委員		定数/3人 任期/4年	-	
職員の定数お よび実数[定 数・実数] (H14.4.1)	町長・市長事務局		[定数・実数] 1,400人・1,294人	[定数・実数] 49人・47人	
	(町：保育所,農村改善センター,バス運行を含む)				
	議会事務局		[定数・実数] 21人・18人	[定数・実数] 1人・(1人)	
	教育委員会事務局・教育機関		[定数・実数] 377人・283人	[定数・実数] 15人・17人	
	選挙管理委員会事務局		[定数・実数] 10人・5人	[定数・実数] 1人・(1人)	
	公平委員会事務局		[定数・実数] 1人・0人	-	
	監査事務局		[定数・実数] 7人・7人	-	
	農業委員会事務局		[定数・実数] 9人・5人	[定数・実数] 1人・(1人)	
	消防部局		[定数・実数] 338人・328人	-	
	水道部局		[定数・実数] 270人・203人	[定数・実数] 3人・4人	
	交通局		[定数・実数] 520人・348人	[定数・実数] 2人・2人	
	国民宿舎		[定数・実数] 75人・17人	-	
	病院部局			[定数・実数] 49人・41人	
	一部事務組合			[定数・実数] -・4人	
合計		[定数・実数] 3,028人・2,508人	[定数・実数] 118人・115人		

			呉市	下蒲刈町
職員の初任給等	初任給	行政職	大学卒(種)/184,200円 短大卒(種)/163,800円 高校卒(種)/151,800円	大学卒/157,700円 短大卒/146,500円 高校卒/137,500円
		医療職	医師・歯科医師(大学6卒)/268,100円 薬剤師(大学卒)/184,200円 保健師(大学卒)/184,200円 看護師(短大3卒)/181,400円 など	医師(大学6卒)/241,900円 薬剤師(大学卒)/180,400円 保健師(大学卒)/200,900円 看護師(短大3卒)/191,500円 准看護師(准看護師養成所卒)/155,500円 など
		消防職	消防吏員(高校卒)/168,500円	-
		技能労務職	守衛,運転手,機械工,清掃作業員,衛生作業員,給食員,業務員:/151,800円~219,500円	運転手等(高校卒)/134,800円
	平均給与月額(一般行政職)	給与計	389,100円	行政職 297,400 医療職 286,800 単労職 284,100
		給料	358,500円	行政職 274,000 医療職 270,600 単労職 257,100
		調整手当 扶養手当	7,900円 22,700円	行政職 23,400 医療職 16,200 単労職 27,000
	平均年齢	40歳11月	行政職 38.4 医療職 43.8 単労職 50.2	
	ラスパイレス指数		101.4	89.3
	(3)各種財団法人,公共的団体等(行政が主体となり設立しているものなど)			
		社会福祉協議会 土地開発公社 シルバー人材センター 文化振興財団 体育振興財団 など	下蒲刈町社会福祉協議会 下蒲刈町商工会 下蒲刈町漁業協同組合 下蒲刈町文化協会 下蒲刈町体育協会 など	
(4)付属機関,協議会,研究会,懇話会など				
		(省略)	下蒲刈町防災会議 下蒲刈町振興計画審議会 下蒲刈町行政改革懇談会 下蒲刈町名誉町民選考審議会 下蒲刈町特別職報酬等審議会 下蒲刈町特別土地保有税審議会 下蒲刈町心身障害児就学指導委員会 下蒲刈町立美術館等運営審議会 公立下蒲刈町病院薬事委員会 公立下蒲刈町病院給食委員会 下蒲刈町健康づくり推進協議会 下蒲刈町予防接種健康被害調査委員会 町営住宅入居者選考審議会 下蒲刈町景観委員会 下蒲刈町農村環境改善センター運営協議会 下蒲刈町消防表彰審査委員会 一部事務組合 ・呉広域行政事務組合 ・安芸南部衛生組合 ・安芸郡滞納整理組合 ...など	

大項目		呉市		下蒲刈町	調整の進め方
中項目					
小項目					
事務事業等					
(1) 地方税					
ア 税金の種類と税率					
(ア) 普通税					
町・市民税	個人	均等割	2,500円	2,000円	
		所得割	標準税率	標準税率	
	法人	均等割	標準税率	標準税率	
		法人税割	14.7% 納税義務者数:約5千事業所	12.3% 納税義務者数:68事業所	
固定資産税	税率	1.5% 納期:5.7.12.2月 (評価審査委員:6人)	1.4% 納期:4.7.12.2月 (評価審査委員:3人)		
固定資産税の返還金		あり(10年)		なし	
証明手数料	納税証明等	200円		200円	
	専用住宅証明	1,300円		200円	
督促手数料		なし		100円	
軽自動車税	原動機付自転車	標準税率	標準税率	標準税率	
		納期:5/31	納期:4/30		
		標準税率	標準税率		
		小型特殊自動車	4,700円	4,700円	
2輪小型自動車	標準税率	標準税率	標準税率		
	標準税率	標準税率	標準税率		
町・市たばこ税	税率	1,000本につき2,668円 エコー・わかば等6銘柄は1,266円	1,000本につき2,668円 エコー・わかば等6銘柄は1,266円		
特別土地保有税	税率	土地保有1.4% 土地取得3.0%	土地保有1.4% 土地取得3.0%		
	免税点	合計面積5,000㎡未満		合計面積10,000㎡未満	
(イ) 目的税					
都市計画税	内容	あり(0.2%)		なし	
入湯税	税率	150円(ただし日帰り客50円)		なし	
イ 納税貯蓄組合への助成					
納付奨励金					
設立補助金		1組合につき500円 組合員1人につき15円		なし	
運営費補助		納税貯蓄組合法第10条第1項に規定する事務費に対して,予算の範囲内で交付する			
連合会への助成金		呉納税貯蓄組合連合会へ 30,000円			
ウ 納期前納付奨励金					
納期前納付奨励金					
対象		個人市県民税(普通徴収分),固定資産税・都市計画税		個人町民税,県民税(普通徴収分),固定資産税	
内容		期別税額×0.25/100×月数 報奨金額 上限5万円 下限50円 (端数10円未満は切り捨て)		納期前納付額×1/100×納期前月数(限度額なし)	

呉市行政機構図

資料 6

平成14年4月1日

・市長事務部局

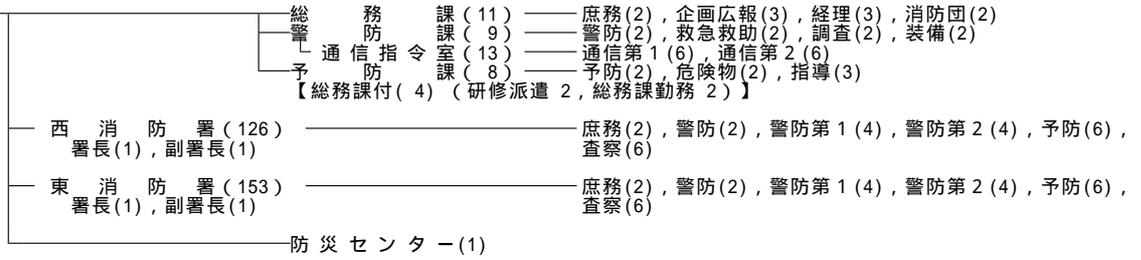
(14部7所場50課133係(9支所, 14保育所は除く。))

課長(次長, 参事補の兼務を含む。) 単独の主幹及び単独の課長補佐は, 課職員数に含めるが, 係の職員数には含めない。臨時・非常勤職員については, 課職員数に含めない。



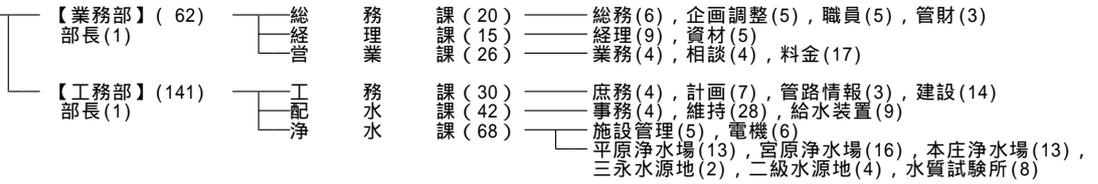
・消防
(2署3課1室25係)
【消防局】(328)

消防長(1), 次長(1)
局付(1)



・水道事業
(2部6課24係)
【水道局】(203)

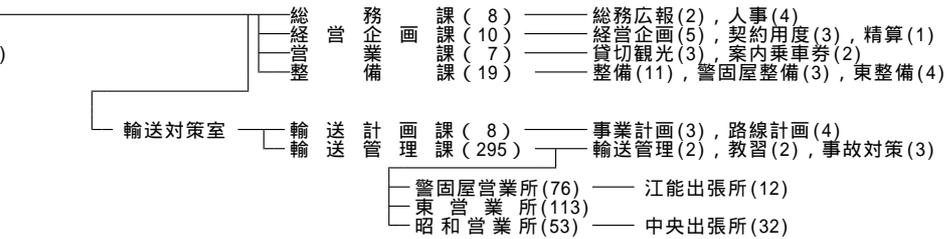
水道企業管理者



・交通事業
(1室6課15係5所)
【交通局】(348)

交通企業管理者

次長(1)

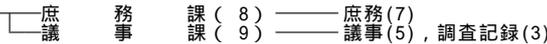


・国民宿舎事業

国民宿舎音戸ロッジ(17)

・議会
(2課3係)

事務局(18)
局長(1)



・教育委員会
(2部6課12係)
【事務局】(283)
(教育長)

【教育総務部】
(103)
部長(1)
次長(2)



・選挙管理委員会

事務局(5) — 選挙(4)
局長(併任)

・監査委員

事務局(7)
局長(1)

・農業委員会

事務局(5) — 農地営農(4)
局長(併任)

・公平委員会

事務局(併任)

・固定資産評価審査委員会

【職員数調べ】 (単位:人)

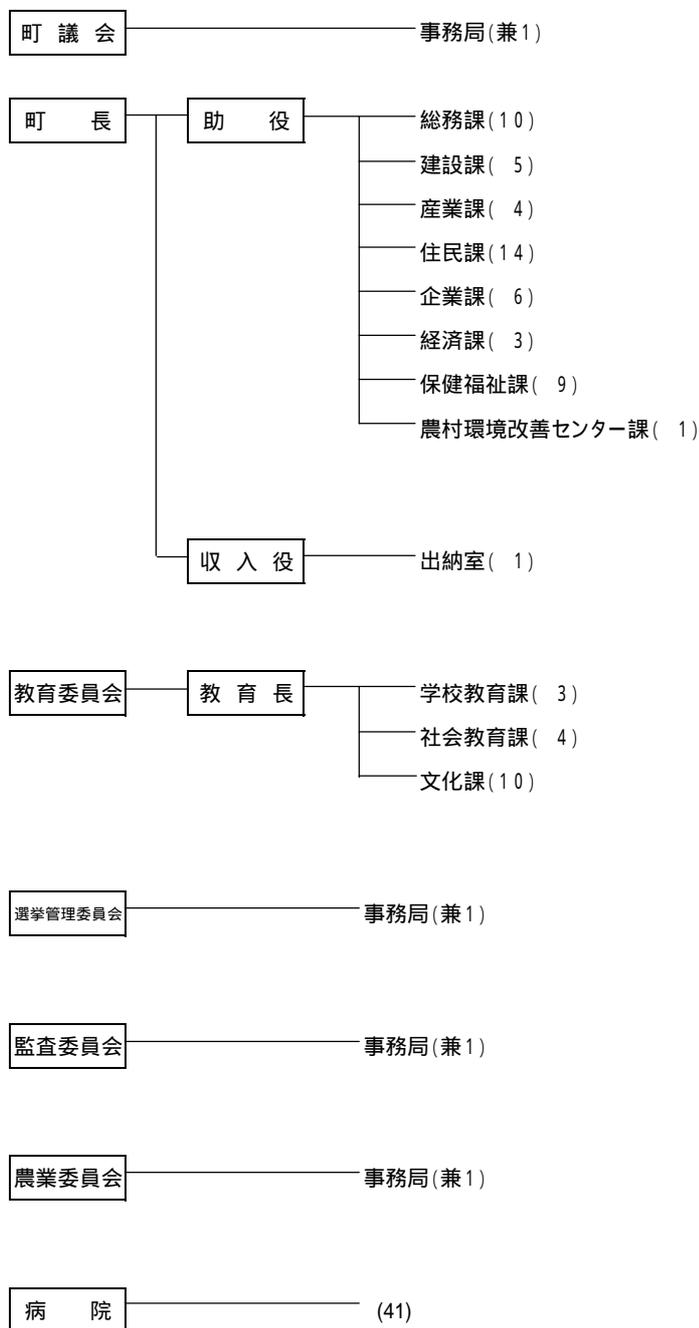
区分	職員定数	職員現員数	再任用職員数
市長事務局の職員	1,400	1,294	9
消防局の職員	338	328	-
水道局の職員	270	203	4
交通局の職員	520	348	0
国民宿舎事務局の職員	75	17	0
議会事務局の職員	21	18	0
教育委員会事務局の職員	377	283	4
選挙管理委員会事務局の職員	10	5	0
監査事務局の職員	7	7	0
農業委員会事務局の職員	9	5	0
公平委員会事務局の職員	1	0	0
合計	3,028	2,508	17

市長・助役・収入役・企業管理者・教育長は職員数に含まない。

資料 7

下蒲刈町組織機構図及び職員数に関する調べ

平成14年4月1日現在



職員数

部 局 名	定 数	職 員 数
町長の事務部局の職員 (保育所, 定期輸送事業, 農村環境改善センターの 職員を含む)	49	47
議会の事務局の職員	(1)	(1)
教育委員会の職員	15	17
農業委員会の職員	(1)	(1)
監査委員会の職員	(1)	(1)
選挙管理委員会の職員	(1)	(1)
簡易水道事業	3	4
交通事業	2	2
病院事業	49	41
その他(出向職員)		(4)
合 計	118	111

出向: 安芸南部衛生組合(3), 商工会(1)

呉市・下蒲刈町合併建設計画（素案）
（まちづくりビジョン）

目 次

1	計画策定の方針	1
1	1 計画策定の趣旨	1
2	2 計画の構成	
3	3 計画の期間	1
2	呉市・下蒲刈町の概況	2
1	1 現況	2
2	2 呉市と下蒲刈町との結びつき	4
3	3 下蒲刈町のまちづくりの特色	5
3	合併の必要性と効果	6
1	1 合併の必要性	6
2	2 合併の効果	8
4	まちづくりの基本方針	10
1	1 新しいまちづくり	10
2	2 下蒲刈町の役割	10
3	3 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針	今後，協議予定
5	まちづくり計画	今後，協議予定
1	1 管理業務機能	
2	2 産業機能	
3	3 文化・スポーツ機能	
4	4 観光・レクリエーション機能	
5	5 教育機能	
6	6 生活機能	
7	7 交通・情報ネットワーク機能	
6	公共施設の統合整備	今後，協議予定
7	財政計画	今後，協議予定

1 計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）（以下「まちづくりビジョン」という。）は、下蒲刈町第2次総合計画及び下蒲刈町ガーデンアイランド構想を継承するとともに、呉市第3次総合計画を踏まえて、呉市と下蒲刈町の合併に伴う下蒲刈町地域の「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」の策定を行うものです。また、これを実現することにより両市町の速やかな一体化の促進や、住民福祉の向上と地域の発展を図る新しいまちづくりの基本的指針となり、具体的な施策の方向を示していくものです。

2 計画の構成

まちづくりビジョンは、次の項目で構成しています。

- 「1 計画策定の方針」
- 「2 呉市・下蒲刈町の概況」
- 「3 合併の必要性と効果」
- 「4 まちづくりの基本方針」
- 「5 まちづくり計画」
- 「6 公共施設の統合整備」
- 「7 財政計画」

3 計画の期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成15年度から平成24年度までの10カ年計画とします。

2 呉市・下蒲刈町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

広島県の西南部，東経132°34'，北緯34°14' に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は146.37km²，その内54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分断されています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した特異な土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，農地等として利用されています。

一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々や二河峡，二級峡の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

下蒲刈町

広島県の南端，呉市仁方町の南東海上約5kmに位置し，瀬戸内海に浮かぶ下蒲刈島と上黒島，下黒島，ヒクベの属島からなる総面積9.42km²の町です。北に呉市・川尻町，東に蒲刈町，西に音戸町・倉橋町とそれぞれ海をはさんで隣接しています。四方を海に囲まれ，南には遠く四国連峰を臨み，多島海独特の風光明媚な景観や緑豊かな自然など都市部にはない恵まれた環境です。島しょ部特有の急傾斜地域が多く，標高275mの大平山の山系から連なる山裾の限られた地域，すなわち下島，三之瀬，大地蔵集落の立地する地域が平たん地となっています。このように平たん地は少ないが，急傾斜地と瀬戸内海性の温暖な気候を利用し，基幹農作物として柑橘類（みかん，レモン，イチゴ）を栽培するなど大きな恩恵を受けています。

また，離島故に隔絶性など厳しい立地条件にありましたが，平成12年1月に「安芸灘大橋」が完成・供用開始され，地域産業の振興，町民の利便性や定住条件の向上など，豊かな自然と歴史を活かした新しい魅力あるまちづくりに大きく寄与しています。

2 呉市と下蒲刈町との結びつき

呉市及び下蒲刈町における国及び県の事務処理は、同一の管内（呉圏域）で処理するようになっていきます。具体的には、次のとおりです。

(1) 下蒲刈町とは、呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」（昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成7年8月に設立しています。

（広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、平成13年4月、新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートしています。）

(2) 広島県は、平成13年4月、主要な地方機関を統合し、地域の総合的な行政機関として県内を7つの地域事務所に再編し、交通網や情報通信網の発達による日常生活圏や経済圏の拡大に対応した行政サービスの的確な提供を行うこととしました。

下蒲刈町は、従前どおり呉地域事務所の管轄区域にあり、県税、福祉・保健、土木、農林事務等は同一の管内です。

(3) 教育事務所、警察署管轄区域（広警察）、さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

(4) 衆議院議員選挙区を始め、その他広島県が定めた「地域指定区分」においては、そのすべてが呉市と同一の圏域です。

(5) 安芸灘諸島連絡架橋の玄関口となる「安芸灘大橋」が平成12年1月に完成・供用開始され、地域住民の利便性を始め、地域の振興に寄与し、従前にも増して呉市がより身近なものになっています。

3 下蒲刈町のまちづくりの特色

下蒲刈町は、瀬戸内海の海上交通の要衝として海駅がおかれ、多賀谷衆など水軍の活躍や、善隣友好使節団である朝鮮通信使の寄港地（12回来日したうち11回立ち寄ったといわれる。）として歴史と伝統を持つ、由緒ある町です。

現在は、「文化と歴史の掘り起こし」と瀬戸内の豊かな自然と日本の伝統文化を活かした全島庭園化事業「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを推進し、特に三之瀬地区には、富山県砺波地方の代表的な商家造りである「旧有川邸」を朝鮮通信使資料館『御馳走一番館』、山口県上関町の商家「旧吉田邸」を『あかりの館』、広島県宮島町の町屋「旧木上邸」を『陶磁器館』としてそれぞれ移築復元し、また、海上交通において重要な役目を果たした御番所も復元しています。

さらに、『蘭島閣美術館』、『蘭島閣美術館別館』（寺内萬次郎の作品を常設展示）、『白雪楼』（漢学研鑽の場として利用された）、『昆虫の家』（旧竹本邸：島内に生息する多種多様な昆虫たちの標本）、『三之瀬御本陣跡』の復元（予定）、『長雁木』（福島雁木ともいう。）を始め、伝統ある日本建築物、日本庭園、石畳など、自然を活かすとともに、文化と歴史の香る施設整備を進め、安芸灘大橋開通による安芸灘島しょ部の玄関口として、また瀬戸内文化の拠点として、特色あるまちづくりを目指しています。

3 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

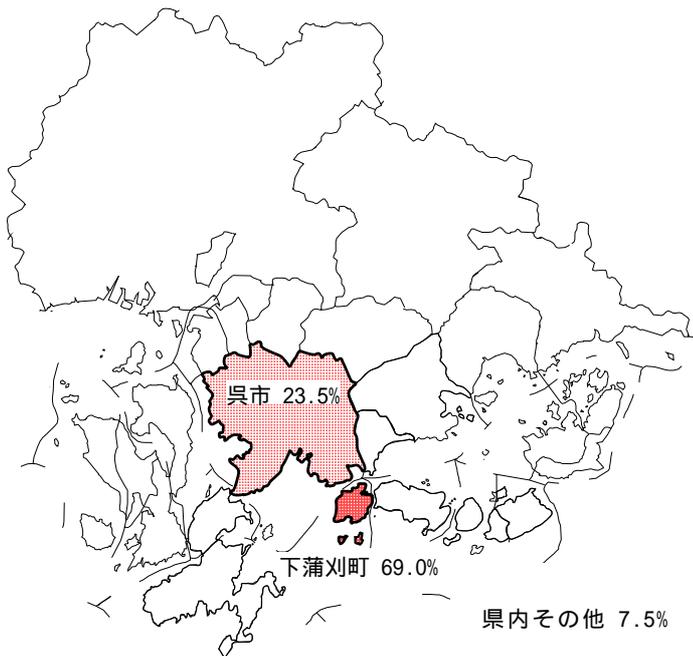
(1) 交通機関の発達と生活圏の一体化

今日の社会経済的な変化，特に交通網や情報通信手段の発達などにより，人々の生活は住んでいる市町村の枠を越えてはるかに広域化しています。その結果，生活圏と行政区域との乖離から種々の問題が生じ，生活圏全体を対象とした一体的・総合的な都市経営が求められています。

なかでも，呉市と下蒲刈町とは，通勤・通学圏，商圈，医療圏など，住民の日常生活圏が一体化しており，既に同じ「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況：平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	662	69.0	呉	226	23.5	蒲刈	27	2.8	川尻	15	1.6
通学	14	14.3	呉	59	60.2	広島	15	15.3	黒瀬	4	4.1



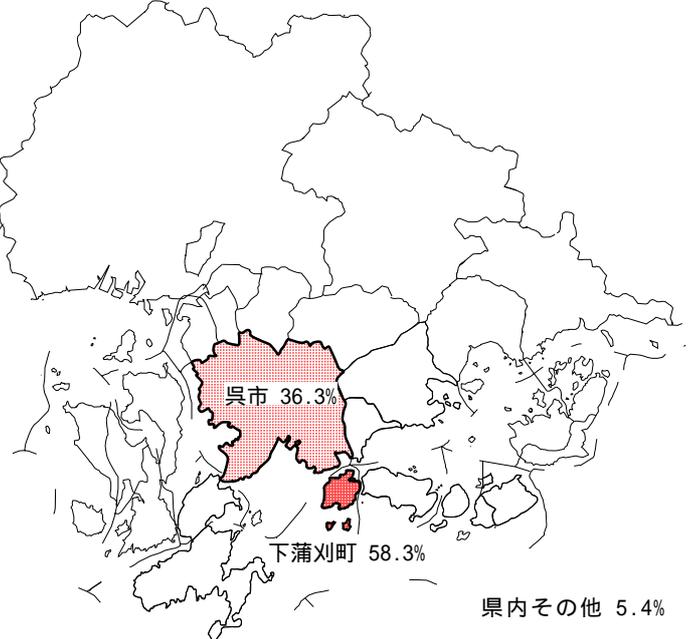
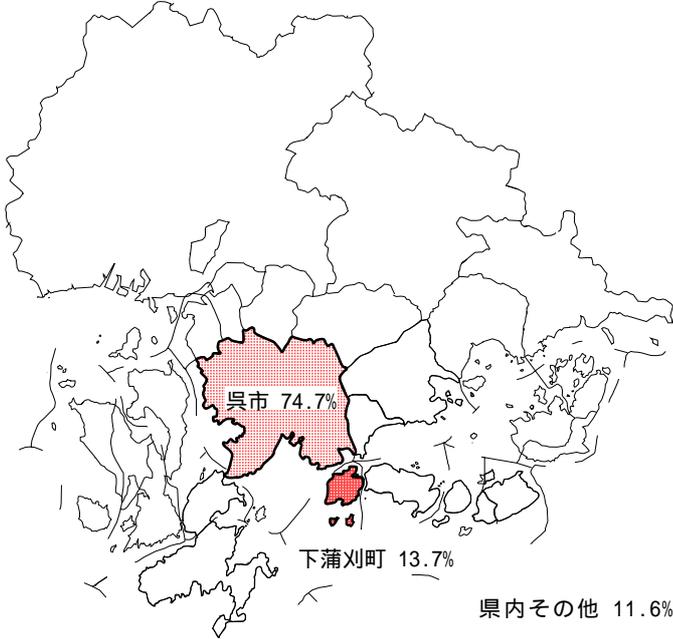
(表2 商圈：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区分	町内	第1位		第2位		第3位	
買回品	13.7	呉	74.7	広島	8.6	-	-
最寄品	58.3	呉	36.3	広島	2.6	-	-

図 買回品

図 最寄品



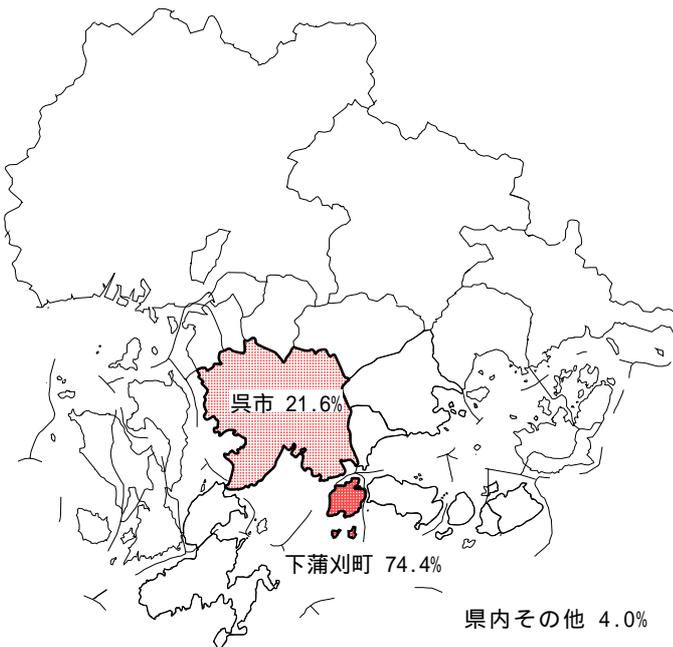
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(人・%)

区分	患者総数	第1位		第2位		第3位	
通院	250	呉	21.6	川尻	2.0	広島	2.0
入院	74	呉	21.6	広島	6.8	東広島	5.4

図 通院

図 入院



(2) 地方分権，高齢化に備えた行財政能力の強化

21世紀は「福祉の時代」，「地方分権の時代」ともいわれ，少子・高齢化の急速な流れの中で，少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う福祉・保健施策の充実等が大きな課題であるとともに，各地域の創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代背景の中で，都市経営を効果的・効率的に実施するため，行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。そして，合併はそのための有力な手段であると考えられます。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし，一部事務組合等の広域行政制度を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政は，一定の成果も上がっていますが，総合的な行政主体として，迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには，単一の自治体であることが最適であると考えられています。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくり施策展開と個性的な地域づくり推進

平成12年1月，安芸灘大橋の開通に伴い，島しょ部と本土との一体化が促進され，各種事業の一体的，効率的な整備が可能となっています。

特に，下蒲刈町は，豊かな自然環境に恵まれており，蘭島閣美術館や松濤園などの文化施設や，梶ヶ浜海水浴場や観松園などの観光レジャー施設などが整備されています。こうしたまちづくりの方針を受け継ぎ，さらに豊かな自然の中で，文化と歴史を活かした環境整備を進め，安芸灘島しょ部の玄関口，海辺の迎賓エリアとして，また，瀬戸内文化の拠点として，魅力あるまちづくりがさらに実現できます。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

下蒲刈町地域には，各種の窓口サービス（福祉，保健，環境，産業，まちづくり，教育・文化，消防・防災などの分野）や，各種公共施設のサービスが新たに適用されます。

さらに，下蒲刈町を含め安芸灘諸島地域では整備が進んでいない高齢者福祉施設，老人保健施設，介護療養型病床群などの施設や，広域的な連携による文化・スポーツ施設などの整備が促進されるとともに，充実したサービスの提供が可能となります。

(3) 町内道路網などの生活インフラの整備促進

現在，下蒲刈町で進められている町内道路網，港湾，公園などの環境整備を合併建設計画に位置づけることにより一層整備が促進され，また，合併に伴う行財政基盤の強化により，重点的な投資が可能となり，各種インフラ整備がそれだけ早く実現でき

ます。

(4) 消防・救急，防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり，災害に対する体制整備が再認識されたところですが，下蒲刈町地域においても，消防・救急・防災面の充実の必要性が強く求められるようになりました。消防に関しては，現在，下蒲刈町に常備消防設備はなく，地元消防団組織により対応しており，また，救急に関しては，公立下蒲刈病院の救急搬送車両により初期対応しています。今後は，呉市の消防署及び出張所との連携，さらには，新たな出張所の設置などにより，消防・防災体制や救急体制の整備，充実が促進されます。

(5) 両市町の一層の発展

呉市は，特例市に指定されており，広島県第3位の人口を擁する都市ですが，合併を行うことで，さらに活力を増し，一層発展したいと考えています。

下蒲刈町にとっては，合併に伴う多数の新規行政制度の適用や，合併建設計画の実施などによって，合併しない場合よりも速やかに住民福祉の向上と地域発展を実現することができますし，新しい呉市の一翼を担うことで，より大きな発展が期待できます。

4 まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

呉市と下蒲刈町を含む呉地方拠点都市地域（平成6年指定）は、瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、すべての市町が瀬戸内海に面している地理的条件を活かしながら、呉市を中心とした高次都市機能や産業業務機能等を強化し、中国・四国地域における瀬戸内海洋拠点都市の役割を担う個性豊かな地域として発展を目指します。

広島呉道路（クリアライン）、東広島・呉自動車道を始めとした高速交通機能など、「海・陸・空」の総合的な交通ネットワークを強化するとともに、情報ネットワークを活用し、広島・呉・東広島のトライアングル発展地域の一角を担います。

呉市を中心とした重工業の集積に加え、研究・開発など新産業の育成を図るとともに、瀬戸内海地域における豊かな自然を享受する魅力ある居住環境の整備を進めます。

また、点在している瀬戸内海の文化と歴史の地域資源を有機的に結びつけるとともに、総合的な観点に基づき、文化、スポーツ、観光、教育、保健・医療・福祉などの整備、向上に努め、一体的な地域振興を行います。

すでに、呉市と下蒲刈町は、通学・通勤圏、商圈、医療圏など一体的な日常生活圏を形成しており、合併を行うことで、瀬戸内海洋拠点都市として、地域の発展を目指します。

2 下蒲刈町の役割

平成12年には下蒲刈町・川尻町間の安芸灘大橋が開通しており、今後、計画中之である安芸灘諸島連絡架橋3号橋の整備を促進することにより、安芸灘諸島が陸続きとなります。

呉市の地域拠点性の向上、周辺部の定住機能の確保と島しょ部の活性化を図るため、下蒲刈町は、安芸灘島しょ部の玄関口にあたる地域として、本地域の行政機能の充実や医療・保健などのサブ拠点の役割を担うことが期待されています。

また、蘭島閣美術館、松濤園などの文化ゾーンを始め、瀬戸内海の文化と歴史を活かし、新呉市の瀬戸内迎賓エリアとして、地域の発展を図ります。

瀬戸内海の文化・迎賓拠点のまちづくり

蘭島閣美術館や松濤園を拠点とした瀬戸内歴史文化回廊ネットワークの整備

瀬戸内もてなし料理や海のみえるコンベンション機能などの魅力づくり

文化施設周辺におけるいやしの空間、海のみえる景観の整備

安芸灘地域の玄関口及び医療・保健サブ拠点のまちづくり

医療・保健サブ拠点の整備

安芸灘諸島地域との連携による行政機能の充実、整備

瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和・魅力ある住宅エリアのまちづくり

生活環境基盤の整備とコミュニティ拠点の整備

3 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針

5 まちづくり計画

1 管理業務機能

2 産業機能

3 文化・スポーツ機能

4 観光・レクリエーション機能

5 教育機能

6 生活機能

7 交通・情報ネットワーク機能

6 公共施設の統合整備

7 財政計画